

3-2-4 所得税の基礎⑤ 給与所得と年末調整

Q 給与所得者の年末調整とは何ですか？

A 年末調整は、役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額との差額を精算する手続をいいます。

この年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を、年末調整を行う日までに提出している一定の人です。

(I)

解説

年末調整は、その人に1年間に支払うべきことが確定した給与の額を合計して、次の順序で行います。

- 1 その年の1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額から給与所得控除後の給与の額を求めます。
給与所得控除後の給与の額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で求めます。
- 2 給与所得控除後の給与の額から扶養控除などの所得控除を差し引きます。
- 3 この所得控除を差し引いた金額(1,000円未満切捨て)に、所得税の税率を当てはめて税額を求めます。
- 4 年末調整で住宅借入金等特別控除を行う場合には、この控除額を上記3で求めた税額から差し引きます。
- 5 この控除額を差し引いた税額に102.1%をかけた税額(100円未満切捨て)が、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税になります。
- 6 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額より多い場合には、その差額の税額を還付します。
逆に、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額が年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税より少ない場合には、その差額の税額を徴収します。

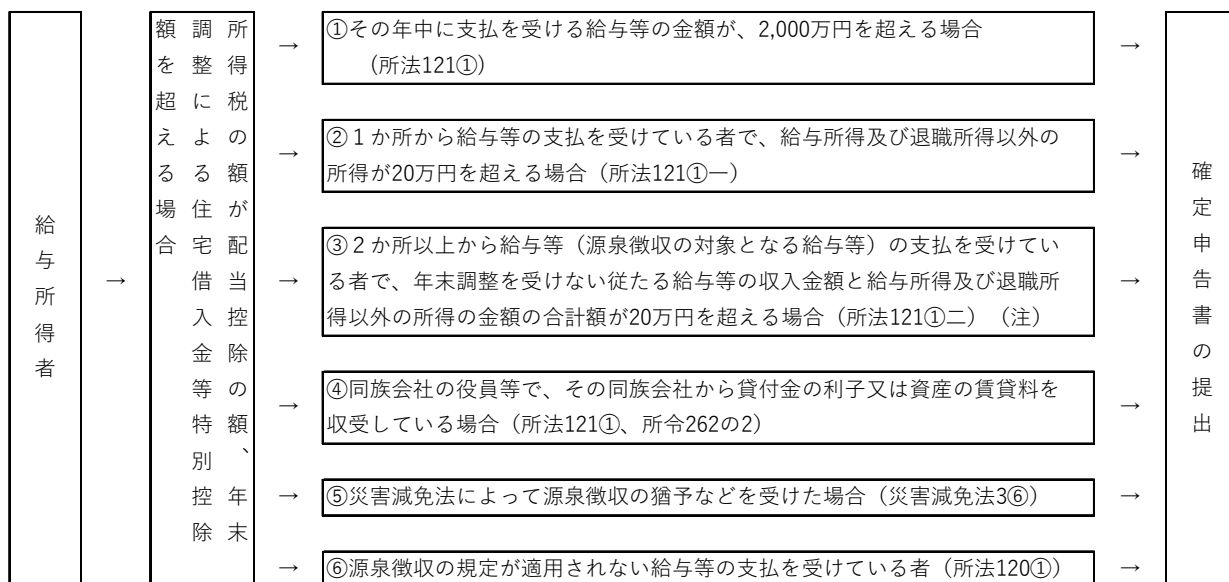
年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人です。ただし、2,000万円を超える給与の支払を受ける人は、年末調整の対象になりません。

<参考>給与所得者が確定申告を行わなければならない場合

給与所得者で確定申告を行わなければならない者は、以下のとおりです。

太陽光発電事業を行い、20万円以上の事業所得等があれば、確定申告をする必要があります。

なお、青色申告



(注) 上記③に該当する場合であっても、その年中の給与等の金額から社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額の合計額を差し引いた残額が150万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません(所法121①二)。